

## 階上町災害時協力井戸に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災等の災害時に供給が困難となるおそれがある飲用以外の洗濯、トイレ等に使用できる水(以下「生活用水」という。)を確保するため、災害時に生活用水を供給するための井戸を登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 町長は、井戸の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)から次条第1項の申出があった場合で次に掲げる要件を満たすときは、当該井戸を災害時協力井戸(以下「協力井戸」という。)として登録するものとする。

- (1) 町内に存在する井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸を現在使用しており、今後も引き続き使用を予定していること。
- (4) 近隣から見える場所に協力井戸が所在する旨の標識を掲示することについて同意のあること。
- (5) 井戸の所有者等を公表することについて同意のあること。

(登録の手続等)

第3条 井戸水を提供する意思のある所有者等は、階上町災害時協力井戸登録申出書(様式第1号)に必要な事項を記載し、町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出書を受理したときは、登録の適否についての現地調査等を実施し、災害時協力井戸登録適否決定通知書(様式第2号)により所有者等に通知するものとする。

(標識)

第4条 町長は、前条の規定により登録の決定を行った所有者等(以下「協力井戸の所有者等」という。)に、災害時協力井戸登録標識(以下「登録標識」という。)及び注意事項標識を交付するものとする。

2 前項に規定する標識の交付を受けた協力井戸の所有者等は、登録標識を当該井戸の存在する家屋の玄関、門、塀など近隣から見える場所に、また注意事項標識を当該井戸の周辺など井戸を使用しようとするものが認識しやすい場所に設置するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 協力井戸を使用しようとするものは、次に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 協力井戸の利用は災害時に限られ、利用時間は午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までとする。
- (2) 協力井戸の提供は、所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する使用をしないこと。
- (3) 所有者から協力井戸に関する管理運営上の注意を受けた場合は、その指示に従うこと。

(登録期間)

第 6 条 登録期間は、標識等の交付の日の属する年度から起算して 3 年とする。ただし、当該登録期間満了までに町長、登録者のいずれからも、登録期間の更新をしない旨の申出がないときは、更に 3 年間登録期間を更新するものとし、以後、この例によるものとする。

(登録の変更)

第 7 条 登録者は、協力井戸の登録の変更を行うときは、災害時協力井戸登録変更申出書(様式第 3 号)により町長に申し出るものとする。

(登録の解除)

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書(様式第 4 号)により申出があったとき。
  - (2) 第 2 条に規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 前号に掲げるもののほか、町長が協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書(様式第 5 号)により当該登録者に通知するものとする。
- 3 登録者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに登録標識及び注意事項標識を町長に返還しなければならない。

(登録井戸台帳)

第 9 条 町長は、協力井戸の所在地等の情報については、階上町災害時協力井戸登録台帳(様式第 6 号)により、適正に管理しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協力井戸に関する必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。